

平成 25 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 25 年 3 月 11 日（月）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 3 月 18 日（月）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3 号 玉城町入学祝金支給条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 4 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 5 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（討論・採決）
- 第 5 議案第 6 号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（討論・採決）
- 第 6 議案第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について（討論・採決）

- 第 7 議案第 8 号 玉城町職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例等の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 議案第 9 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 9 議案第 10 号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 10 議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 11 議案第 12 号 玉城町消防団条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 12 議案第 13 号 玉城町福祉年金支給条例の廃止について (討論・採決)
- 第 13 議案第 14 号 三重州市町総合事務組合規約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 14 議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第 15 議案第 16 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) (討論・採決)
- 第 16 議案第 17 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 17 議案第 18 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 18 議案第 19 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 19 議案第 20 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 20 議案第 21 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 21 議案第 22 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 22 議案第 23 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 23 議案第 24 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 24 議案第 25 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 25 議案第 26 号 平成 25 年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)

- 第26 議案第27号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第27 議案第28号 平成25年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（討論・採決）
- 第28 議案第29号 平成25年度玉城町山村振興事業特別会計予算（討論・採決）
- 第29 議案第30号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（討論・採決）
- 第30 議案第31号 平成25年度玉城町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 第31 議案第32号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第32 議案第33号 平成25年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第33 議案第34号 平成25年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第34 議案第35号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第35 議案第36号 平成25年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第36 議案第37号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第4号）（追加議案）
- 第37 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。よって、平成25年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
10番 川西 元行 君 12番 小林 豊 君
の2名を指名いたします。

議案の討論・採決

○議長（風口 尚）日程第2 議案第3号 玉城町入学祝金支給条例の制定について、ないし日程第5 議案第6号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを一括議題としこれより討論・採決を行います。

只今議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより本案を採

決いたします

議案第3号 玉城町入学祝金支給条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第4号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第5号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第6号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第6 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、ないし日程11 議案第12号 玉城町消防団条例の一部改正について一括議題とし、これより討論、採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより、議案ごとに採決いたします。

それでは、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例等の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 8 号 玉城町職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例等の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 9 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 10 号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に日程第 10 議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。

本案について、2名の議員より討論の通告あります。

まず、はじめに、7番 奥川直人君の反対討論の発言を許可いたします。

7番 奥川直人君

○7番(奥川 直人) それでは、議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について反対討論をいたします。

今回、改正されます内容は敬老の日の支給されます敬老祝い金の対象者が今年から 77、88、99 歳に限定され、支給額がそれぞれ 1 万円となりご高齢者のにとっては 10 年に一度

の支給となるからであります。この条例変更に対し反対を申し上げます理由が2点ございます。1点目は玉城町は現在、協働の町づくりを進めているうえで多くの住民のご意見をお聞きし、みなさんと共に町づくりを行う方針を打ち立てているからでございます。玉城町の高齢者のみな様方が、この敬老祝金をどのように思っておられるのかと。高齢者の立場に立った変更であるかどうかであります。わたしは敬老祝金に対し地元老人会の方々がどのようにお考えかを女性、男性、それぞれ90名の敬老者の方々のご意見を聞いてみました。

同然このお聞きした事実は議員として判断材料として必要であります。中でも女性部46名、これは70歳から80歳の方々に無記名でアンケートを取らせていただきました。

年金の受給額、月額5万円以下が42名中17名、全体の約40%、そして4万円以下が9名で21%ありました。要するに4割の方が日額換算しますと1,800円から1,600円で生活をしておられるという結果であります。また、敬老祝の継続への期待、継続してほしいという方が89%、そして、金額が少なくても毎年、敬老の日にいただくとありがたい、こういう方が74%お見えになりました。毎年毎年、敬老の日を迎えたことを喜べるというものであります。男性部の方につきましては44名、これも同意見でございます。男性の方からはそうすると平均年齢80歳で、だから77歳、1回で終わりやなど、こういう発言もございました。玉城町65歳以上の国民年金の平均受給額、町内なんです、月額58,000円、日額換算で約2,000円であり、おそらく75歳以上の方々は、もっと受給額が低いといえます。生活面も同居の方もみえますけれども、独居の方も多くなりつつあるご時世であり、これが高齢者の方々の生活の現状と推測いたします。結論としまして、75歳以上の多くの方々の年金受給額はやはり定額である。毎年敬老の日金額が少なくても戦前戦後、父親や夫、兄弟を亡くし、辛い時代を乗り越え、この玉城町を支え、育てていただいたご高齢者に対し、敬意と健康を祈念し敬老祝金の毎年の支給は必要である。このように思います。現段階での10年に一度の支給は次期尚早とこのように言えます。

2点目は玉城町の将来を見据えた最上位にあります「まちづくり」の計画は玉城町第5次総合計画であり、「まちづくり」の最大のポイントは住民と行政の協働、一人一役、みんなが主役、こういったまちづくり政策を打ち立てている現在、今回の敬老祝金制度変更に関し敬老者や玉城町老人会の意見も聞いておられず、住民の意向を反映した政策とは言えません。「聞くは思いやりの始まり」という言葉があるように私もそう思います。私たち議員は私たち議会が賛同した協働のまちづくり政策から大きく逸脱、解離していると言えるからです。玉城町のまちづくりにも、多くの高齢者の協力を頂いております。「城山のクリーン作戦への参加」、「ゲートボールやグランドゴルフ」、「歩こう会」など健康づくり、そして各地区老人会によるボランティア活動など言い出せば限がないほど、玉城町への協力をいただいております。そのような中でお年寄りの意見も聞かない、生活状況も示さず77、88、99歳へと支給年齢を変更する理由が不明確である。ここが最

大の問題であります。こうした中で考えられる要因を推察するとすれば、75歳以上の対象者のみなさんは玉城町で約1,800名ほどお見えになり支給する手立てに苦慮されていると聞いています。今まではこの敬老祝い金の個人への支給は民生委員さんをお願いをしております。日常で民生委員さんは大切なお仕事をさせて頂いていただき、ここに負担が掛かり過ぎているという意見もお聞きをしております。敬老祝金をお渡しする方法も協働の中にある。協働の中で進める工夫が必要ではないでしょうか。例えば、地域担当職員、区長さん、地区の老人会、民生委員さんなどの協力でお渡しをする仕組み、その中で民生委員さんには訪問が必要な方を中心に協力いただくなど、協働での方法はいくらかでも考えられるはずだとこのように思います。そして、一般質問の中で制度を変える、町長の答弁の中で明快な考えが得られなかった。議員からバラマキという声がある。と表現されております。議員それぞれの考えで発言される方もお見えになるでしょうが、町長自らどう判断するか、どう判断したかであります。先ほども申しましたが、現在高齢者の方々は辛い時代を乗り越え、この町を支え、育てていただいた。この高齢者に対し敬意を表す敬老祝い金のはずであります。これを喜ばれる方も多く見え、バラマキ表現とは誠に遺憾な発言であると、このように思います。玉城町としては、対象者すべてに敬老祝金をお渡しし、中にはありがたいと思いますが、「年金もあり大丈夫です」とご辞退される方もお見えになり、寄付という形をとるという方法もあろうと思えます。こういったことも協働の町づくりの一環であります。こうした政策に至る協働の考え方、進め方など検討が不十分だと判断し反対討論といたします。先日、行われました予算決算常任委員会の敬老祝金扶助費の予算に対しては当然私は反対いたしませんでした。金額は少なくとも予算はともかくとし、敬老祝金の町としての制度について反対をいたし、定額でも毎年敬老祝の日に全員に願意金を望むところであります。議員の皆様、総合計画のまちづくり政策などの我々は賛同してまいりました。議員のみなさんの今後の玉城町づくりに対する我々議員としての責任と公平なご判断を期待し、私の反対討論とします。どうか宜しく願いいたします。

○議長（風口 尚）次に、小林豊君の賛成討論の発言を許可します。12番 小林豊君

○12番（小林 豊）只今、議長の許可を頂きましたので、議案第11号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。

本制度は玉城町独自の制度であり、近隣市町においても実施されているところは少ないと聞いています。玉城町敬老祝金については、従来から町と議会において、その時代にあったニーズに基づいて支給金額及び対象年齢等について、その都度、協議、支給されてきた経過がございます。今回の改正については支給対象年齢を満77歳、88歳、99歳、いわゆる喜寿、米寿、白寿を迎えられたお年寄りに対しお祝いとして、一万円が贈られる内容への一部改正でございますが、今般、社会的にも批判がある福祉のバラマキと言われかねない状況の中、近い将来は廃止の方向に理論がされる制度だと考えております。このような時代背景状況下のもと、玉城町のこの給付制度が現在も存続していることは

先人の努力の賜物であり、町民が心から人生の先輩に対して長寿のお祝いをしたいという気持ちの表れであると推測いたします。近隣のある自治体では、88歳の米寿のお祝いのみというところもあり、制度のない自治体もございます。近年の介護保険はじめとする福祉関係予算の占める割合、財政状況の厳しい折、そんな中であって、少しでも継続しようとする行政側の配慮と今回の措置については大変苦慮されたことだと察します。私はこの時世にあって、この判断は適切かつ妥当だと考えますので、この議案に対して賛成したいと思います。

なお、提出議案に対する質疑において、本条例案については質疑はされておられません。また、本条例改正に伴う予算処置については、新年度一般会計予算にもみ込まれ、予算決算常任委員会において審査が終了しています。後に、予算決算常任委員会委員長から報告がありますが、このことについては委員会の席においても同様、なんの質疑、討論もなく、全員賛成でありました。節目節目の祝い金ということを十分ご考慮いただくとともに議会議員としてのあるべき姿も十二分に加味いただき、議員各位の常識あるご判断をご期待いたしまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で通告者の討論は終わりました。これより本案を採決いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第11 議案第12号 玉城町消防団条例の一部改正について、ないし日程第14 議案第15 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決いたします。

それでは議案第12号 玉城町消防団条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第13号 玉城町福祉年金支給条例の廃止について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 14 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第 15 議案第 16 号 平成 24 年度 玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) ないし日程第 30 議案第 36 号 平成 25 年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 小林一則 君

○**予算決算常任委員長 (小林一則)** 議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第 16 号 平成 24 年度 玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) ないし、議案第 25 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) 並びに、議案第 26 号 平成 25 年度玉城町一般会計予算、ないし議案第 36 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を、去る、3 月 13 日、及び 3 月 14 日の両日、第 4 会議室において、町長・副町長、並びに教育長また関係課長等の出席と議長同席のもと、中西友子委員を除きます 11 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、3月13日 午後1時より議案第16号 平成24年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし議案第25号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)の審査を行いました。

その結果 議案第16号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号および議案第19号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に3月14日でございますが、議案第26号 平成25年度玉城町一般会計予算ないし議案第36号 平成25年度 玉城町下水道事業会計予算についての審査をいたしました。

その結果 議案第26号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号・議案第28号・議案第29号・議案第30号・議案第31号・議案第32号・議案第33号・議案第34号・議案第35号・議案第36号については、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(風口 尚) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案ごとに討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第 16 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 17 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに 賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 23 号 平成 24 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 25 年度玉城町一般会計予算についてを議題と致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 25 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 25 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度玉城町介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 25 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 25 年度玉城町病院事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に議案第 34 号 平成 25 年度玉城町水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 35 号 平成 25 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 36 号 平成 25 年度 玉城町下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

これより追加議案の審査に入ります。日程第 36 議案第 37 号平成 24 年度 玉城町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長 (辻村修一) 議案第 37 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について提案理由を申し上げます。

今回の補正は資本的収支の支出において建設改良費の施設費で職員給与費の不足が生じたため精査をするものであります。なお、補足は省略させていただきます。宜しくご

審議のうえご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは、これより質疑・討論・採決を行います。まず、質疑を行います。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

本案は原案の通り決することに賛成の方に挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第37 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを以って、平成25年第1回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成25年第1回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶を願います。

町長 辻村修一君

町長 閉会の挨拶

○町長（辻村修一） 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案をいただきました全ての議案について承認をいただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

また、特に新年度の一般会計予算におきまして、例年になく 26%増という大きな規模の予算になりました。その中で、ご承知いただきましたように宮川用水第2期事業の 13 億円からの負担が発生しておるわけです。苦慮いたしておりましたけれども、いい形で財源手当ができて今後の財政運営にも大きな支障がないというふうなことになりました。心からお礼を申し上げる次第でございます。更に今後のまちづくりの中で重点分野として掲げさせていただきましたそれぞれの施策につきましてもご理解をいただきましたことを心からお礼を申し上げ、また一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

この月末から、そして4月にかけても町の行事が重なっております。議員のみな様方、大変ご多用の中ではございますけど、是非ともご臨席をたまわりますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

議長 閉会の挨拶

○議長（風口 尚） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は去る3月11日に開会以来、本日まで8日間、大変熱心にご審議を賜りまして、平成25年度の予算の成立を見ましたことを厚く御礼申し上げます。また、議事進行にご協力いただきましたことを重ねてお礼を申し上げる次第です

理事者におかれましては、平成25年度の予算をはじめ、成立を見ました各議案につきましてその執行につきましては適切な運用をされまして町政発展のために更に一層のご努力をお願いするものでございます。

とき既に早春と申しますけども、余寒なお去り難い、そんな折でございます。くれぐれもご自愛くださいまして、町政の積極的推進にご尽力賜りますことをお願い申し上げます。ご苦勞さまでした。

(午前9時48分 閉会)